

# 農地パトロールを実施します

## 【目的と時期】

周防大島町農業委員会では、農業委員および農地利用最適化推進員による農地パトロールを実施していますが、今年度も5月～8月と期間を広げて実施します。

また8月は、農地法第30条に基づき、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点に調査する利用状況調査を併せて実施します。調査期間は、緑の帽子を着用した農業委員および農地利用最適化推進委員が目視等で確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

## 【遊休農地とは】

- ① 1年以上にわたって耕作しておらず、今後耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

## 【なぜ調査が必要なの?】

農地の適正な管理を怠ると、雑草が繁茂することで、病害虫の発生、鳥獣害、ゴミの不法投棄、汚水の発生源、火災発生や交通の妨げなどの原因となり、近隣の農業者や周辺住民へ大きな迷惑を及ぼしかねません。雑草木等の除草・伐採（陰切り）、病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

また、平成29年度から、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、固定資産税の課税の強化がされています。なお、農地の貸付や譲渡を希望される方は、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

## ■問い合わせ

農林課 農林振興班  
 ☎0820(79)1002

## めざせ! かしこい消費者

知らない人にキャッシュカードを渡さないで!

## 【相談】

銀行協会を名乗る者から「キャッシュカードは令和のものに変更しないとお金を出せなくなる。今から古いカードを取りに行く」と電話があった。不審だと思いが、どうしたらよいか。

## 【アドバイス】

銀行協会や金融機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを預かったりすることはありません。電話や訪問があっても、金融機関の口座情報を教えたりキャッシュカードや通帳を渡したりしないように助言した。

## 【ワンポイント講座】

ほかにも市役所職員や警察官をかたった不審な電話に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。訪問してきた人にキャッシュカードを渡してしまったりATMから現金が引き出される被害が県内でも発生しています。

電話で金融機関の口座番号や暗証番号を聞かれても教えるのは危険です。自宅を訪問してきた人に通帳やキャッシュカードを絶対に渡さないでください。

少しでも不審に感じたときは、柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820(22)2125

山口県消費生活センター

☎083(924)0999

## 第33回大島医学会公開講演会の中止について

毎年5月に開催していましたが「大島医学会公開講演会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止いたします。ご理解くださいますようお願いいたします。

■問い合わせ 健康増進課 健康づくり班  
 ☎0820(73)5504

## 特設人権相談所の中止について

6月5日(金)に開設を予定しておりました「特設人権相談所」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止いたします。ご理解くださいますようお願いいたします。

■問い合わせ 福祉課 民生福祉班  
 ☎0820(77)5505